

# 「浅層地質歴史学」への展望と淳足柵研究の成果

小林 昌二

## 一 はじめに―科研「淳足柵」調査に導かれて―

本誌第四八号（二〇〇二年七月）の研究ノート「未発見『淳足柵』の調査等をめぐって―『前近代の潟湖河川交通と遺跡立地の地域史的研究』の中間報告など―」を発表してから二年の歳月を経て四カ年に及んだ調査研究は二〇〇四年三月に終わった。

小稿では本報告における核心の一端となる淳足柵造営年代地層の調査研究について述べ、また浅層地質学との連携・共同研究によって「浅層地質歴史学」を大きく見通す地点に立ったことをまず記したい。次いでこの共同研究の中から得られた淳足柵論への新しい知見について述べていく。

本題に入る前にまず耳慣れない「浅層地質歴史学」という用語について説明しておきたい。「浅層地質」という「浅層」について、地質学では第四紀沖積世の新しい、縄文海進後の

平野形成の条件が生まれた時代の地層を指して言い、その地層は地域的な諸条件によって深度が異なり同一でないが、堆積の深い越後平野においては二〇～三〇メートル内外の深さの層位になるという<sup>1)</sup>。むしろそうした浅い地層とはいっても関東ローム層など断続的な火山活動がもたらした火山灰の地層もありいろいろであるが、ここでは河川が作り出した沖積平野の地層が、時間と共に沈降し、また堆積することを通して、各時代の地層をさまざまに形成する相対的に浅い地層のことを指している。次いでその「浅層地質」につづく「歴史学」の意味するところであるが、歴史の各時代や年代の地層が確定され、分布の範囲が分かるとその地層上で営まれた自然や人間、その社会や文化、そこでの災害などに関する遺物や遺構情報が確かな歴史事実を伝えてくれるが、そうした各地層の歴史情報を収集する学問分野として歴史学（考古学を含む）が基本となるべき呼称を仮に「浅層地質歴史学」

と言うことにしたい。

なお臨海平野の地形発達史という自然の変化が地形形成に与えた変化とともに気候の変化などが人間社会に与えた内容や意味を重視し追究する自然地理学の分野とむろん交錯するところが多いが、自然地理学はその要因を主に自然に求め、地層を自然として捉えていることに対し、ここでは自然と共に地層に織り込まれた人間活動の記録を捉えようとする点で視点を異にする(3)。

また発掘調査等により考古学はもとより密接であるが、歴史学全般がこの歴史情報に立脚すべきであるというのは、特に災害史を考えると分かりやすい。

例えば、文献上で知られる地震情報は、その時代の識者による文書記録に窺われることが多いが、その情報は記録者の体験・見聞にとどまることが多く、その情報の程度や範囲がどのようであったかという災害全体の実像は、これを刻印した地層情報が遙かに具体的なことが多い。その中にあって未来を見通そうとする災害史の課題から見れば、実年代はきわめて重要であるものの、考古学もそうであるように地質学が対象とする地層自体では実年代を語るほどの力が發揮できない。そこで文字資料を扱い、実年代を考証する歴史学がきわめて重要になる。

浅層地質学では、どうしても人類が自然に働きかけて自然

改変をした「自然」を対象にせざるを得ないという研究者たちがいた。尤もなことであった。

こうした研究者たちと共同したのが、『前近代の潟湖河川交通と遺跡立地の地域史的研究』をテーマに筆者が研究代表を務めた一四名の研究グループによる学術振興会の平成一・二年度(一五年度)科学研究費補助金基盤研究A―2である(3)。

この研究グループは、新潟大学人文学部日本史・考古学・歴史地理学と新潟大学積雪地域災害研究センターのスタッフに加えて淳足柵・磐舟柵の探求にシフトした他大学・研究所などの日本古代史関係の専門家により構成された。この研究グループに地質学が加わっていたのは、そうした浅層地質学を専門とする災害地質学の高濱信行やト部厚志であるが、はじめは高濱が、考古学の小野昭(東京都立大学、元新潟大学、旧石器時代考古学)とすでに以前から発掘調査地での地層研究として共同研究を行ってきたことにある(4)。その後、一九九〇年の「沼垂城」墨書木簡の出土を契機に、淳足・磐舟柵の遺跡発見を志した日本古代史を専門とする筆者に小野がこの共同研究に加わるよう誘ったことがつづく。その後、筆者は、高濱との奈良盆地での調査成果をふまえ(5)、文献史学と考古学の力とさらに地質学の力とによる淳足・磐舟柵遺跡の発見を一つの目標にも掲げた『前近代の潟湖河川

交通と遺跡立地の地域史的研究』を研究テーマに、テーマに沿った具体的内容を追求する調査研究計画を申請したのである。この計画が平成一二年度に採択されたことは、以下に述べる調査研究の前進を決定づけ、私たちを「浅層地質歴史学」創造の門口に至らしめたのである。

## 二 「淳足柵」の位置と規模、その未発見の問題

### 1 史料上に確かな淳足柵・磐舟柵

『日本書紀』大化三年（六四七）この歳条に、次のようにある淳足柵は、その過去の歴史としての存在は疑い得ない。

史料① 造淳足柵<sup>一</sup>、置柵戸<sup>二</sup>、老人等相謂之曰、数年鼠向<sup>レ</sup>東行、此造<sup>レ</sup>柵之兆乎、

また同様に未発見の磐舟柵は、その翌大化四年（六四八）この歳条に次のようにある。

史料② 治磐舟柵<sup>一</sup>、以備蝦夷<sup>二</sup>、遂選下越与<sup>三</sup>信濃<sup>四</sup>之民<sup>五</sup>、始置<sup>六</sup>柵戸<sup>七</sup>、

このように淳足柵・磐舟柵は、北陸・東北地方の蝦夷対策のために初めて置かれた城柵として文献・古代史上ではよく知られている。しかしその史料『日本書紀』は、編纂史料であり、歴史事実を直接示すものではない。淳足柵については、『日本書紀』斉明四年（六五八）七月四日条にもう一度「淳足柵造大伴君稻積」として見えるが、『日本書紀』にのみ見

られ、他の性質を異にする史料に見出すことがない。そのためにこれを直ちに史実とするには、『日本書紀』記事の史料批判という手続が必要である。

その史料批判の基本には、『日本書紀』の蝦夷関係史料の信憑性を体系的に論じた坂本太郎「日本書紀と蝦夷」<sup>6</sup>がまず踏まえられなければならない。

この坂本の研究によると、蝦夷に関する『日本書紀』の記事の元となった史料については、時代による変遷があり、その大きな変わり目が斉明朝であると指摘している。その斉明朝以前には、まず記事の骨子が旧辞にあり、これを潤色した旧辞潤色型が第一にあり、氏族の伝承から採った氏族伝承型が第二に、また書紀編者の造作としか思われない夷狄の内附・親附する記事が第三の造作型に、公的記録の片鱗などによる実録型が第四に分類できるとする。この坂本の四分類論は、類似の記事があるからといって直ちに同類と扱う単純な判別方法を採用していない。『日本書紀』の記述を個別に史料批判して辿り着くと四つのタイプに落ち着くという帰納的分類なので、説得的である。

右の史料①②は、この坂本の研究では実録型に分類され、公的記録に基づくものとされており、その理解は以後の研究においても踏襲、承認され、通説となっているものである。

しかし、右の『日本書紀』の記事が確かな事実であったと

しても、旧版『新潟市史』が説くように、淳足柵造営のわずか一年後に磐舟柵が北方になぜ造作されたのか、また後の『続日本紀』に、磐舟柵の修造記事が二度に渡って見られるのに、なぜ淳足柵の修造記事が見られないのかという疑問をもとに、淳足柵は途中で造営中止され、より北方の磐舟柵に征夷の拠点が移されたと推理し、遺物や遺構が発見できない理由を見出そうとしてきた。なるほど①②の史料が公的な記録を反映した実録型として歴史事実である可能性が高いが、一九九〇年に新潟県三島郡和島村八幡林遺跡から養老年号を伴う「沼垂城」墨書木簡が出土し、「淳足柵」が表記を変えて継続していたが傍証された。併せてこの淳足柵の造営途中中止説も否定され、まだ見つからない遺物や遺構が存在するものであることを実証したのである。

なおその木簡は、移動先で廃棄され埋没し発見されたもので、出土地が「沼垂城」「淳足柵」の遺跡ではなかったために、その遺跡が未発見なことに変わりはなく、淳足柵の具体的な位置や規模・形態もなお不明のままなのである。

むろんその位置論は、「沼垂城」の文字があったことにより、「十世紀前半の『倭名類聚抄』や『延喜式』などに見える越後国沼垂郡や沼垂郷に直接つながることが判明した。これによって磐舟柵についても同様に同国岩船郡や式内岩船神社などの行政区名や地名・神社名がみえているので

これに継承されたとする従来の理解を支えることになった。したがって淳足柵は、おおむね新潟県新潟市旧沼垂地域に、また磐舟柵は同県村上市岩船湖・岩船神社周辺にあったとする理解がいつそう進んだのである。しかしその有力となった地域の範囲はなお広い。これを特定できる証拠となる出土物は前述したように皆無に近い現状にある。

一方その規模・形態については、次のような推測もできるようになった。すなわち宮城県仙台市郡山遺跡は文献に見えないものの、遺構や遺物についてこの四半世紀にわたる系統的調査により、七世紀半から二期に及ぶ官衙として知られるようになってきた。その成果をふまえた東北大学の今泉隆雄は、仙台市南部の郡山遺跡の第Ⅰ期官衙が淳足柵と次のように共通性があるものと言う<sup>7)</sup>。

① 建評と北征による辺境経営として城柵が設けられたこと

② 設置年代が七世紀半ばであり、評制施行の外の蝦夷居住地であること

③ 外圍施設をもつ政庁があること

かくして「政府が奥越両国に進めた同様の辺境政策の中で設けられた双子の城柵であった」との見解を述べ、その研究方法として「現在郡山遺跡については遺跡が残され、淳足柵については『日本書紀』という文献史料が知られるだけであ

るから、郡山遺跡について考察するには『日本書紀』の淳足柵記事を参考にし、淳足柵について考察するには郡山遺跡の発掘成果を参照しなければならない」とし、「比喩的に言えば、郡山遺跡は陸奥の淳足柵であり、淳足柵は越後の郡山遺跡であるといえよう。」と述べていて注目される。

この今泉の提起は、文献史料研究が個別の淳足柵・磐舟柵研究にとどまらず、東北城柵史研究に、ひいては東北古代史研究に直接及ぶ意義をもつこと。また淳足柵・磐舟柵遺跡も二期に及ぶ郡山遺跡の雄大な規模であつたに相違ないことを示す。

すなわち淳足柵と共に磐舟柵も郡山遺跡のように、長方形の第一期官衙遺跡と共に正方位四町四方の規模の第二期官衙遺跡を伴うものと予想されるのである。ここで大切なことは郡山遺跡のように膨大な遺物類が残され、発見されてしかるべきであるはずなのに、なぜこれらの存在を示唆する痕跡がこれまでほとんど見出し出されないのか、大きな問題を投げかけていることである。

この探求を主要課題の一つとして前掲した平成二二～二五年度の四年間にわたる科研の調査研究が認められ、採択されたことで、その探求の必要がすでに公的に認められたとも言えるのであるが、なお学界に広く提示されたものになつていない。筆者としては、調査の各年次の経過報告書刊行や地元

新潟市での各年次の報告シンポジウムを行ってきたが、学術雑誌での報告は、今回を含めなおこれが三編目にとどまるからである。

## 2 内水面でもつながらる淳足・磐舟両柵の計画性

淳足・磐舟両柵の設置は、設置者である大和王権の勢力伸張、あるいは「大化改新」政府の北方政策の展開という設置者の側からする、南から北への段階を追った大和王権の版図拡大という歴史像の下に位置づけられてきた<sup>8)</sup>。

だが一九九〇年に八幡林遺跡から出土した「高志君」を記した蒲原郡司符木簡<sup>9)</sup>や、「越後国沼足郡深江(郷)」を記した平城京二条大路出土木簡<sup>10)</sup>などから、『国造本紀』記載の高志深江国造の実在がほぼ明らかになったこと、また甘粕健らによる村上市浦田山古墳群の調査から、古墳群が六世紀前半から七世紀前半の北九州・若狭系勢力の系譜を引く首長墓であることが判明したことなどにより、淳足柵・磐舟柵設置以前にも阿賀野川の北方地域にもすでに大和系国造・伴造支配の及んでいたことが確かとなった<sup>11)</sup>。

それまでの淳足・磐舟柵研究では、設置地域に前時代からの国造・伴造支配が存在したことを理解することなく、その設置を蝦夷征服、版図の拡大前進基地の設定として単純に位置づけてきたといえよう。

『日本書紀』に頻繁に見えるこの時期までの高句麗や蝦夷、

爾慎との接触記事について、国造・伴造などの地方勢力がこれに関与し、大和の王権に取り次ぐという外交関係における王権の掌握がなお間接的な状況にあった事実が軽視されてきたとも言える。言い方を変えようと、隋・唐の高句麗遠征に伴う東アジアの新たな緊張の激化が王権内の権力集中を生んだとする<sup>(12)</sup>と、その対外関係や蝦夷関係にも王権による直接的統括の必要が生じ、この目的のために淳足・磐舟柵の両柵や陸奥郡山遺跡施設の計画・設置に及んだとする認識が必要になってくるのである。

さてその日本海側における大和王権の直接支配拠点としての淳足・磐舟柵の両柵が、日本海の海路で結ばれていると理解することは容易であるが、そのみならずより安定的な内水面でも結ばれていたことを浅層地質学の示唆により作成した古代遺跡分布図(図1:飛鳥時代の遺跡はほとんどく後の奈良・平安時代の遺跡がほとんどであるが、河川湖沼の存在を考えさせる)と航空写真(写真1)読影とから推測できたことは、両柵が同一の計画に基づくものと見るべき新たな推理を導く<sup>(13)</sup>成果となった。

### 3 「沼垂城」木簡と旧沼垂王瀬地下古代表土の発見

また八幡林遺跡の養老年号を伴う「沼垂城」墨書木簡<sup>(14)</sup>は、新潟市沼垂地区の「沼垂」と文字も同一で、沼垂地区の根源が養老期の「沼垂城」にあり、また淳足柵に遡及し、淳

足柵が沼垂地区の根源地にある可能性を強く示した。

これを発見する手がかりを直接得るために、地形・地質は学術的オール・コア・ボーリング調査を「推定地」で行うことを当初より計画した。だがこの「推定地」がどこまで確かな推定地として絞り込んで行うことができるかがそもそも問題であった。

そこで、「沼垂城」地名を継承する沼垂地区の旧地ですす行うべし、との方針を立て、沼垂旧地の現在地比定を進めた。「沼垂根元」を「王瀬」とする近世史料<sup>(15)</sup>や「王瀬田地」を記載する貞享元年(一六八四)絵図<sup>(16)</sup>、そして王瀬に関わる王瀬長者伝説をよりどころとした。長者伝説地や長者地名地には古代遺跡が多いことをよりどころとしてその地を貞享絵図と重なる現在の新潟市山ノ下王瀬地区に求め、絵図の現在位置を明治四四年地形図により図2のように比定する作業を行った<sup>(17)</sup>。

こうして図3に見るように越後平野のもっとも海岸寄りの第三砂丘列の内側傾斜地に位置する王瀬地区を調査対象にした。当時はまだ砂丘が形成されていない海であったのではないかという疑いもあった。第三砂丘列の形成は古墳時代以降とするもの、あるいはなお下がって室町期でないか、とする理解の下にあった<sup>(18)</sup>。それはまた越後平野を沼沼河川地帯としてではなく、海からの内湾として描く平安後期の康平・

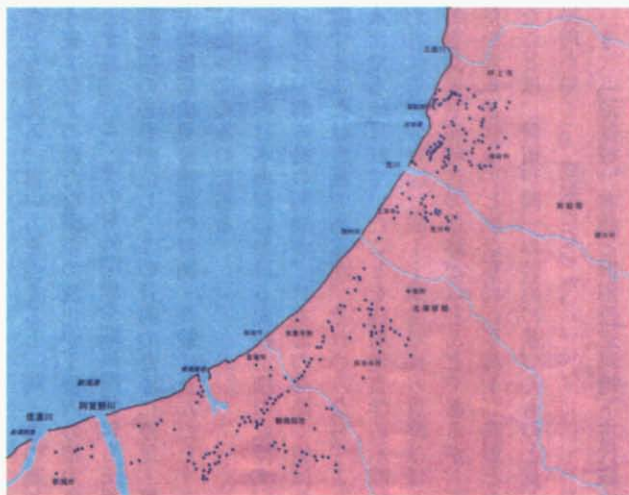


図1 古代遺跡分布図（土田可奈氏作成図、2004年3月）

主に8～10世紀代のいわゆる古代遺跡を阿賀野川以北図に落としてみた分布図である。7世紀代の遺跡はきわめて乏しいが、その分布は湖沼水系に見事に添っている。土田氏の作図には、神林村教育委員会田辺早苗氏から提供された資料がもとになっている。（小林昌二）

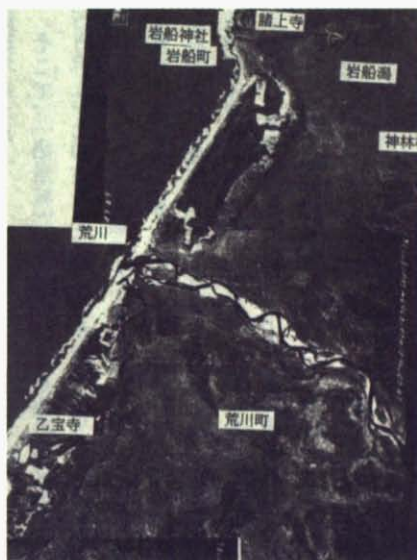


写真1

参考までに航空写真（建設省地理調査所）を古代遺跡分布図（図1）と一部対比できるように掲げた。



図2

寛治に作成を記すいわゆる「越後古代図」に信をおく見解もあり、これらが調査地を特定する上で障壁をなしていた。

すなわち障壁は、ボーリング調査によって一気に解決された。つまり図2のように、東西に広がる第三砂丘列にはほぼ南北に直交して砂丘地（JR4）から南側低地に下がっていく王瀬地区内（JR3、JR2、JR3）と低地焼島駅付近（JR5）というようにJR貨物臨港廃線下に五本のボーリング調査を行った。

その結果は図4で見られるようにその王瀬地区内（JR3、JR2、JR3）では、線路下一八〇二メートル付近に五千年前の沼沢火山灰の流路堆積が確認された。これによってその第三砂丘列の基本地形の形成が五千年前の縄文中期であり、この付近が問題の七世紀代にはすでに海底でなかったことが明らかとなる新発見の歴史情報がえられたのである。

このように越後平野の骨格をなしている砂丘の形成史に関する歴史的年代についてその形成過程が一つ明らかになったが、これに加えてさらに地層地下五メートル付近では、標準写真Aのように約五〇〜二〇センチメートルの厚さからなる旧表土層が捉えられ、その直上地層の真菰（ガツボ）炭化物のC14年代測定（AMS）で、一一八〇±三〇年のデータが得られたことはもう一つの大きな成果になったからである。

すなわちこの旧表土が、平安時代末期以前のものである可



能性を示した点で貴重な成果となった。かくして旧表土中に年代を確かに行ける土器などがあればその採集が、引き続き重要な課題であることを示した。だが地下五メートルを超える深さの考古学的発掘調査は、地下水が高いことから調査の困難と資金的な問題により不可能となり、替わつて地下六メートルまでの地層剥ぎ取りが可能な地震探査用のジオスライサーによる遺物採集を試みることになった。この試みも地質学と共同した考古学・歴史学調査の新しい方法を開拓した大きな成果であった。

こうして五千年前の地層がおよそ線路下十八〜二十一メートル付近に、また八百年前の地層がおよそ五メートル下に埋没していること、それがさらに堆積とともに深く沈降していることを明らかにする歴史情報が得られたのである。

#### 4 王瀬地区の稲作水田地層の発見と蒲原津の位置解明

地層を剥ぎ取る地震探査用のジオスライサーによるこの度の遺物採集では、残念ながら旧表土層から土器などを採集するまでには至らなかつたためその地層の年代決定力が不足した結果となった。

しかし採集した旧表土層について、花粉・ブランチオパール・珪藻の土壌分析を行った結果、ここで水田稲作の行われていたことを明らかにできた。これにより平安時代以前の水田耕作者の集落が「付近」に推定できるようになったことは

言うまでもない。これらの注目すべき成果も、同時進行した地形地質班による新たな砂丘形成史論、越後平野形成史の画期的な知見からみると、そのほんの一部をなすにすぎないものにとどまる<sup>(19)</sup>。

次に近世初めの寛永〜貞享にいたる信濃川・阿賀野川河口の川欠けなどによる大変動を常態としてとらえ、ここから年次推計的に古代の地形を「越後古代図」の海湾状況に近づけて理解しようとする傾向が今も根強くあることについてふれたい<sup>(20)</sup>。かかる傾向に対し、十世紀の文献『延喜式』に記載のある蒲原津の位置を追求したことにより、一つの解答が与えられた。

『延喜式』に越後国津として蒲原津が記載されていることは周知のことである。この蒲原津と位置が密接する蒲原神社は、現在新潟市長嶺地区に蒲原の地名とともにある。その蒲原神社の古文書写しには、その旧地が旧蒲原金鉢山にあったことを伝えている。その金鉢山は、後掲の貞享絵図(図5)に今は現存しない沼垂砂丘が描かれ、その砂丘上に金鉢山との記載があることよってわかる。また中世末・近世初頭の古文書からは、中世蒲原津、蒲原城をこの付近に求めてよいことが知られる<sup>(21)</sup>。この貞享絵図を手がかりに旧蒲原神社・蒲原津の位置を現在地に比定する作業を行い、成果をあげる事ができた<sup>(22)</sup>。

こうして図5のように近世初頭の貞享絵図に見えているが、今はない金鉢山・田蒲原神社、その激変の近世前期の時代を遡り、さらに古い中世の蒲原津、蒲原城を求めていくと、その位置は激変以前の近世前期とほぼ同じ位置としてよいことが、年次推計的に激変していく様子に合わせる必要がないことが判明した。すなわち中世室町期には、金津保蒲原津と加

治庄沼垂津が、信濃川に合流する阿賀野川を挟んで対峙する位置にあった、と理解できたのである。すなわち河口周辺地帯の激変が常態的であったのではなく、近世初頭に北方を向いていた阿賀野川本流の河口が塞がれる事態が起こり、西方の信濃川右岸に合流する上諏訪川が開削されて阿賀本流が信濃川右岸に流れ込み、そのため流速を早めた信濃川右岸側では、手前にあった四度目沼垂町を削減するというこの時に特有な激変が起こったものと見られるのである<sup>23</sup>。近代の河口地帯の堆積現象について、年次定量的に過去に遡らせて特定時期の河口の位置などをもとめようとする推計的方法は、あくまでも仮説をこえることはできないことを意味したものである。

かくして十世紀『延喜式』段階の蒲原津の位置は、中世を隔てて近世貞享絵図の金鉢山・沼垂砂丘付近に一応求められ、現在地に比定できたことで、七・八世紀の淳足柵・沼垂城時代における地形環境について、およそ遡って考えていく

大筋での見通しを示すことができたと考えている。

以上四カ年の成果では、淳足柵遺跡自体の端緒を掴むことはできなかったものの、発見への入り口というべき旧表土を年代確定することにより埋没表土の広がるいずれかの地点にその存在を見出すことができるという調査方法を明らかにしたものと確信する。

### 三 新たな淳足・磐舟柵論における浅層地質歴史情報

以上の共同研究の中から得られた淳足柵造営地層の地下五メートル内外の埋没という地質歴史情報は、「沼垂城」墨書木簡の出土と同様にその遺跡存在の確かさとそれへの接近方法を示している。こうした共同研究の成果を積み重ねることを基礎に以下のような文献史学固有の新たな知見も生み出すこととなった。

#### 1 対外関係と柵設置前史

淳足・磐舟両柵の設置は、大和王権の版図拡大の歴史として位置づけられてきたことはすでに述べた。しかし近年、熊田亮介は、「古代国家と蝦夷・隼人」<sup>24</sup>で、その設置者側の特色が辺郡と城柵支配にあり、またこれを支える移民集団（柵戸）の強制移住にあるとし、その前提には六世紀代の新潟県村上市の浦田山古墳群に見られる南西方面からの大和王

権勢力と新潟県西蒲原郡巻町南赤坂遺跡出土の北方からの統  
縄文後北C2—D式土器使用集団とが越の北辺の地域で出会  
う「交流」の諸相があるとした。また斉明紀の阿倍比羅  
夫の北征が、こうした前提によりすでに内附・服属した津軽  
と淳代の蝦夷の地を拠点として、齶田蝦夷や北の胆振、  
間鬼、渡島蝦夷、肅慎の服属を進め、津軽・淳代・齶田に蝦  
夷郡（評）を設置し戸口把握を行ったとし、皇極元年（六四  
二）の越辺蝦夷の内附記事を淳足・磐舟地域に限定する必要  
がないことを指摘している。

この南北「交流」の諸相による歴史的な前提の理解は  
重要であり、柵設置者側の政策の対象として考えるべきもの  
がある。しかしこの「交流」の諸相で示された考古学的  
な事例はなるほど交流の確かな状況を示しているが、その具  
体的な歴史的關係を語るまでのものではない。なぜその時期  
に城柵設置に至るのかなどの具体的な理解は、やはり文献史  
料に基づくほかにない。

両柵設置の通説が、蝦夷征服過程の前進基地造営とする理  
解にあることは、すでに述べた。だがそれは前史となる六世  
紀代の『日本書紀』欽明、敏達紀の高句麗使来朝や佐渡肅慎  
渡来記事を疑問視あるいは無視する（津田左右吉、坂本太郎）  
こと<sup>25</sup>による。

ここで歴史的前提となる「国造本紀」にのみ記載された越

北疆の高志深江国造の实在についてふれておきたい。蒲原郡  
の高志君一族の活動を記した八幡林遺跡出土の郡符木簡や  
「越後国沼足郡深江」郷名を記した平城京二条大路出土の付  
札木簡により、今ではその实在はほぼ確かになったと考えら  
れる。したがって両柵の設置地は、实在したと考えられる高  
志深江国造の支配領域に他ならず、それ以前までは前述の高  
句麗使節や肅慎が渡来するなどの情勢下で、越の辺境にあっ  
た高志深江国造が蝦夷勢力と接触し、必要情報などを大和王  
権に取り次いでいたと考えられる前提が重要となる。

継体紀二十一年の筑紫国造磐井と新羅との關係をめぐる問  
題とともに、『日本書紀』欽明三十一年四月条に見える道君  
氏の高句麗使隠匿事件は、単なる挿話ではなく、そうした対  
外關係における使節接遇に地方国造が関与していた状況が従  
来直視されていないのである。大和王権の対外勢力に対する  
外交の体制は、なお連合体制としての構造をもち、集権的な  
体制を実現してはいなかったものといえよう。むしろ次に見  
るように直接的な対応が全くなかったことを意味するものでは  
ない。

## 2 柵設置に先行する高志深江国造支配と蝦夷勢力

- ① 六世紀代の村上市浦田山古墳群と佐渡台ヶ鼻古墳な  
どの意味

甘粕健など新潟大学考古学研究室の調査により佐渡台ヶ鼻

古墳と同時期の村上市浦田山古墳群は五基あったことが推定され、一列の首長墓とされている。石室は堅穴系横口式という北九州・若狭系のものであること、また石室入り口が独特の框構造をもつことで注目されている。その浦田山古墳群の地域には、国造本紀にしかるべき国造が見られないので古墳群の被葬者の身分をここでは伴造系としておきたい。一方、台ヶ鼻古墳の方は、あるいは佐渡国造かも知れないが、また伴造系の可能性も否定できない。いずれも眺望のよい海岸段丘上に営まれているところから、すでに六世紀前半段階に大和王権麾下の膳氏系統による防衛・情報網の前線地帯が形成されていたと見ることができるとは思われる。繰り返すことになるがこれは『日本書紀』欽明五年条(五四四)の佐渡に爾慎人が留連した記事や同欽明三十一年条(五七〇)の高句麗使節が越海岸来着記事の時代にあたる。

頸城郡物部神社、西山町二田物部神社、佐渡畑野町中佐為の物部神社、村上市石船神社などの所在により、越の辺境に東山道方面からの物部氏の進出が推理される。この時期は、東山道上野国の緑野屯倉設置や物部の進出に対応した時期に、信濃からのルートとして頸城郡における水科、宮内古墳群被葬者集団の進出と対応させて、六世紀後半頃と推定したいと考えている。

こうして国造配置の時代に、伴造系勢力により当時の前

線・辺境への直接的な対応措置が行われていたと考えられる余地もあり、これが柵設置の政策に先行する形態であった可能性もあることを指摘しておきたい。

② 皇極元年九月癸酉条「越辺の蝦夷数千、内附す」

標記の皇極元年の史料は、前掲坂本による<sup>(26)</sup>と蝦夷・牟人の内附・親附として造作型に分類されるが、しかしこの記事は一連の饗宴記事に連なるものとして信頼できる公的記録とする。この記事中の「内附」は、兵を用いず服従し来たるを言う(「西域諸国納質内附」後漢書、和帝紀永元三年冬十月)というように、彼方から服従してきたとの意味がある。しかし坂本太郎も津田左右吉もこの理由を問うことがなかった<sup>(27)</sup>。

蝦夷といえ、ヤマト側からの征服をのみ考えてきたが、今では適切でない。またこうした理解への答は、『日本書紀』斉明四年四月記事の阿倍比羅夫船団に鰐田蝦夷恩荷が降伏し、その服属儀礼をした記事にあるように、蝦夷に諸部族のあったことは明らかである。津田左右吉は、斉明元年の津刈蝦夷の来朝を、斉明期の阿倍比羅夫の肅慎遠征の誘因と指摘し、蝦夷部落の対立を想定し、早くから蝦夷が日本海沿岸航路の開発と貿易を背景に南北に行き来をしていたことを指摘している<sup>(28)</sup>。この記事後半の蝦夷部落の対立は重要な想定といわなければならない。前半は津軽蝦夷と共に鰐田蝦夷よ

りも南の「越辺の蝦夷」からも求められていた罫田蝦夷の制圧があり、皇極・斉明朝の年来の課題であったと推測できるものである。

### 3 淳足・磐舟柵は一年違いの兄弟の柵——関雅之の問題提起への私見回答——

淳足・磐舟柵の両柵は一年違いの同時計画の柵であることはすでに述べた。この両柵について関雅之は次のように疑問を提起している<sup>29)</sup>。

「造<sup>二</sup>淳足柵<sup>一</sup>と治<sup>二</sup>磐舟柵<sup>一</sup>の違いは？なぜ造<sup>二</sup>磐舟柵<sup>一</sup>でなく治なのか。両柵の性格・役割に相違があるのか。一年で柵を更に北へ設置した理由は何か。磐舟柵では『蝦夷に備う』と目的を明確にしているが、淳足柵にはない」とし、また『磐舟柵』が『石船柵』に変わっている。この時期の淳足柵（沼垂柵）はどのような機能をもっていたか。なぜ修理されなかったのか」と種々にわたり問いかけている。

こうした関雅之の淳足・磐舟柵の『日本書紀』条文の相違に注目した問題提起は、前掲したように公式記録による実録型であることに異存のない私見の立場からすると、根拠のある問題提起と言うべきである。

まず第一に、二の二古代遺跡分布図でも示した内水路の利用とこれによる両柵機能の結合という可能性が考えられることによつて、両柵が設置当初から同時企画され、そこから機

能分担と相違が考えられてくる。

すなわち磐舟柵には、蝦夷に「備え」ることが明記され、「治す」として鎮める意味もある。かくして皇極元年に越辺の蝦夷が「内附」した後に、越の辺境地域で安定を構築すべき役割を背負つて設置された意義をここに見出すことができる。

第二に、磐舟柵とは逆に蝦夷への「備え」について明示がない淳足柵には、磐舟柵が受けもつ蝦夷への備えを支えると共に、次の大化元年の東国国司が、国造や伴造支配地・辺国に遣わされ、蝦夷と境を接するところでは、兵<sup>つわもの</sup>を数え集めて本主に授けたと同様に北陸の辺境でその交通の要衝を押さえ、越辺境の国造らに国家的秩序への忠誠を求め、辺境防衛と外交上の危惧に直接備えたと考えられる。

第三に、その文武二（六九八）・四（七〇〇）兩年の「石船柵」の修理記事に淳足柵が見えなかったことだが、それはすでに越後国の分立に伴い、淳足柵が「越後城」と国名を帯びた名称に変わったためと察せられる。陸奥国府とされる仙台市郡山遺跡が同様にまったく記録に現れないことと比較して異とするところはない。この時に磐舟柵も表記を「石船柵」に変えていたものと考えられる。なお養老年号（七一七〜七二四）を伴う「沼垂城」木簡によつて知られた名称の変更は、『新潟県史』通史編1原始・古代が説くように、和銅五年

(七二二)に出羽国が成立し、越後国府が頸城郡に移転したことに伴う郡名の「沼垂」に合わせた名称変更によるものであった可能性が高い。

以上が閑雅之の提起した両柵の設置記事の違いに関する問題への答えであるが、両柵の機能の相違が反映していたと言うべきである。次に節をかえて両柵造営の企画性について計画時期の特徴について見ておきたい。

#### 4 孝徳朝難波宮の造宮記事などの対比

両柵の時期について、改新政府の国威發揚に求める見解も根強いが、むしろその以前からの連続性と建築技術への示唆を次の年表などから考えてみたい。

以下に関連年表を掲げる。

- ①舒明一一年一〇月(六三九)大宮・大寺を造る。書直県をもつて大匠とす。
- ②皇極元年(六四二)九月大寺(百濟大寺)を造らんがため、近江と越との丁を起こした。また大宮を造るための殿屋材をとらせ、宮造営の丁を遠江国へ安去で発した。
- ③同月、越辺の蝦夷数千内附す。一〇月蝦夷を朝に饗す。蘇我大臣、蝦夷を家で慰め問う。
- ④皇極二年(六四三)四月天皇、飛鳥板蓋新宮に幸す。

す。

⑤難波長柄豊碓への都移り(大化元年一二月)、同鼠の難波に向かうは遷都前兆か(北史卷五魏本紀永熙三年七月条)、これに越国奏言(海の畔の枯查が東に向きて移り去りぬ。砂の上に跡あり。耕田状の如し)が続く。

⑥大化二年(六四六)正月天皇子代離宮に御す。

⑦同二年九月是月、天皇蝦養行宮に御す。

⑧これに続き「是歳。越国の鼠昼夜相連なりて東に向かいて移り去く」の記事あり。

⑨大化三年四月に次ぐ「是歳。小郡宮を壊して宮を作る。天皇小郡宮に処して、」工人大山位倭漢直荒田井比羅夫誤りて溝を掘り、難波に引き、改めて掘りて百姓を疲れしむ。天皇朕が誤りなりと。

⑩同年(六四七)一二月武庫行宮に停まる。

⑪続く是歳の続きに、淳足柵を造りて柵戸を置く。老人等相語りて謂く。「数年鼠の東に向かいて行くは、此れ柵を作る兆しか」

⑫四年春正月天皇難波碓宮に幸す。

⑬四年是歳、磐舟柵を治りて蝦夷に備う。遂に越と信濃との民を選びて始めて柵戸を置く」

⑭白雉元年(六五〇)一〇月、将作大匠荒田井比羅夫を

造わして、宮の堺の標を立つ。

⑮白雉二年（六五二）一二月晦日に、味経宮に僧尼を請一切経を讀ましむ。天皇大郡より遷りて新宮に居す。号して難波長柄豊碕宮と曰ふ。

⑯白雉五年（六五四）皇太子、皇祖母尊を奉じて大和河辺行宮に遷る。老者語りて曰「鼠倭都に向かいしは、都遷す兆しなりけり」といふ。

『日本書紀』卷二四、及び二五には、上記の年表以外に乙巳の変や前兆記事、あるいは「大化改新詔」とさまざまな改革記事が見られるが、右に掲げた舒明天十一年（白雉五年）までの間の記事では、宮や遷都、寺院などの造営と造営技術官に関連するものが多数並ぶ。これらは坂本が蝦夷記事の分析で示した実録型の記事と同様に注目されてよい。この間の遷都には鼠が移動する前兆記事が特に見られるが、その他の前兆記事もまた少なくない。

大化元年一二月の越国奏言についてこれまで象徴的な枯查（くさし）移動記事を人の移動と理解してきたことに対して金子拓男は、それは淳足・磐舟柵造営の木材の搬出であり、移動後の様子が栗ノ木川、荒川の開削に当たるとはならないかとする解釈を行っている<sup>(30)</sup>。たしかに上述した『日本書紀』の一連の記事の中で越国奏言に注目した場合、枯查（くさし）移動記事を前兆

記事とする見方もあるが、造営記事との関連から金子が試みた淳足・磐舟柵造営の木材の搬出と関連づける方に説得力がある。また跡が耕田の状を呈したとあることは、バックマシーシユの浅い水辺に木材を漬けた跡と理解する方がよいと考える。

年表を見ると、②皇極元年（六四二）九月に大寺（百濟大寺）を造らんがため、近江と越との丁を起こした記事に、越の丁や①に大匠、⑨に工人、⑭に將作大匠と宮造営の技術官が頻繁に見えている。こうした皇極紀治政の記述が事実であれば、むろん後の斉明紀にも及ぶものである。

このような技術官が活躍するこの時期の特色は、中央による淳足・磐舟柵の造営が計画的であったことを考えさせるものとしてよく、その建造用材の伐採の時期が大化元年（六四五）一二月以前に、またその計画が同年六月の乙巳の変以前に遡る可能性が高いものと見ることができるとす。すなわちこの計画が乙巳の変以前にも遡るとすると、その契機は③皇極元年九月の越辺の蝦夷数千内附す、とある記事、直後一〇月の蝦夷を朝に饗すとあり、また蘇我大臣蝦夷が家で慰め問うとある一連の記事が注目される。

このように皇極女帝と蘇我大臣蝦夷とは、越辺の蝦夷の内附を歓迎したのであろうが、その蝦夷が軍事的な征服によらず内附するには相応の理由が考えられなければならない。その

相応の理由が内附した蝦夷の保護であったとすると、両柵の設置が皇極女帝と蘇我大臣蝦夷らの最高執政者による回答と解するところが、ふざわしい。蘇我大臣蝦夷の名前は、保護を求めて内附した蝦夷の要請にも応えた両柵設置の計画推進者として似つかわしいともいえよう<sup>27)</sup>。両柵設置が蝦夷の内附に対する政治的な回答であるとする、その内附行動を促した要因がなければならぬが、それは越辺の蝦夷に圧迫を加えていた蝦夷の北方部族や肅慎などが考えられ、これら圧迫からの保護を求めたと理解できる。

繰り返しになるが近年までの淳足柵・磐舟柵の設置は、大和王権の蝦夷征服の拡大、その拠点設営として意義づけられてきたが、その設置の意味は、唐の高句麗遠征に伴う東アジア情勢の緊迫と密接し、北方蝦夷、肅慎の活動などにより圧迫を受けて「内附」した越辺の蝦夷の要請を契機にして計画されたと考えられることを提起しておきたい。

この新しい知見は文献史学固有に検討されるべきであり、また同時に建造遺構や建造前木材の処理などの当該時代のあり方を含めて共同研究により検証される必要がある。

#### 四 結びにかえて

沖積平野の地層の多くには、人間生活や地震、噴火、洪水などの災害を含む各時代の歴史性が埋もれており、これらの

情報は単純な自然情報だけではない。考古学・歴史学（日本史学）が、地質学の中でも浅層地質学を行う沖積平野における歴史的側面の解析に関与し、その情報を共有していくことが求められている。これは、沈降・埋没古地層の歴史的年次や花粉・珪藻・C<sup>14</sup>・火山灰などの土壤環境情報を、古文書、古絵図、遺物・遺構など考古学を含む歴史学研究の資料情報と統合し、新しい時代の歴史資料領域を生み出すことにつながる。これを蓄積することによって歴史時代の本来の古環境復元が可能ともなる。またその沖積地層の沈降、埋没、堆積の立体的変化に地震、洪水、土石流、噴火などの災害記録があり、その地層堆積の立体的変化や特定地層の水平的分布の変化を新たなパラダイムとする地層歴史情報を加えることにより史眼を過去の深奥からいっそう透徹させて未来の地震や洪水などの認識をも形成することになるであろう<sup>32)</sup>。

かつて農業技術史にも著名な日本近世史の古島敏雄氏の名著『土地に刻まれた歴史』（岩波新書一九六七）は、古文書中心の近世史の領域を広げ、景観歴史学への嚆矢ともなった。今は地表面に見える対象のみならず、歴史時代の地層における災害史を含む歴史情報を対象にしているのである。

今回筆者は、越後平野の新潟市付近の沖積地層のいずれかに「大化改新」直後に『日本書紀』に記載された年次・名称



も明らかな淳足柵や磐舟柵という古代遺跡が埋没していることを対象にしたエチュードを示してみた。また平安中期の延喜式に見える蒲原津、また中世古文書で知られる沼垂湊、新潟湊、蒲原津や近世旧沼垂町というように各時代の未発見埋没遺構の探索も課題となっている地域である。この試みはまだ緒に付いたばかりであるが、同類の試みとして注目すべき動向を最後に若干ふれておく。

日本書紀に記載のない仙台市の淳足柵と同じ七世紀半ばの郡山遺跡は、二五年に及ぶ調査に東北大学が協力し大きな成果を上げてきているが、浅層地層研究への広がりに至っていない。また九州大学研究グループの『福岡平野の古環境と遺跡立地』(一九九八)は、地下鉄工事に伴う一連の貴重な研究成果となつている。ここで浅層地質学が共同し、遺跡立地に連携して大いに注目されるが、災害や近世以降の地層情報など多面的な歴史情報の集積をするに至っていない。また世界と日本の古環境研究は、自然科学の分野を主流に進んできているが、人間生活が開始され、自然に働きかけた人工の影響が明瞭となる歴史時代においては、その資料の専門的活用とあいまって人文科学の考古学・歴史学の参入は不可避でもある<sup>(33)</sup>。

わが国の地質学の主流が深層地質学にあり、地層年代研究も考古学・歴史学の時間的なメジャーと異なるものとして長

らく同時代の研究対象を共有するものとみなされてこなかった。しかしわが国の現代生活の主要な舞台が沖積平野部の大都市にある時、都市計画や災害対策などに有効な浅層地質学と災害等の歴史情報を共有する歴史学の共同がきわめて重要となっている。この浅層地層における各時代の歴史情報を共有する歴史分野の確立の必要を提起したい。

最後はいささか大言壮語にも及んだが、淳足柵探求にいそしんだ気持ちの発露として読者諸賢のご寛恕を得たいと思う。(二〇〇四年三月三日)

#### 注

(1) 新潟大学積雪地域災害研究センター高濱信行教授の教示による。

(2) 瀬戸内海の臨海平野を対象にした高橋学「古代末以降における地形環境変化と土地開発」(『日本史研究』三八〇号、一九九四年四月)、「臨海平野における地形環境の変貌と土地開発」(『目下雅義編『古代の環境と考古学』古今書院一九九五年)の精力的な仕事では、地層解析が一〇〇〇年のオーダーに至った地形形成史を更に一〇〇〇年単位で捉えられる一ステージからなる見解を提示したものである。むろん様相を異にした平野においてもそうした自然発達の基本ステージの解明が

大きな意義をもつと察することのできる成果であろう。ここではそうした地層の骨格を含む、細部の地層についても、そこに埋もれた自然情報と共に歴史情報をも汲み出すことが必要であるとする立場にあり、その汲み出す方法として遺跡や遺物などと共に古文書・古絵図等の文献史料を媒介にすることを指しているものである。

(3) ①二〇〇一年の第一回シンポ(三月四日)

「内水面からみた淳足柵・磐舟柵」と題した報告では、柵造営前史での越後・佐渡地域への物部の配置や高志深江国造の概観から、新たな対外関係と蝦夷への備えという課題を両柵が担い、海路と内水面で結ばれていたことを遺跡分布図より推定し、両柵が同一の計画に基づくものと見る新たな知見を述べた。

②二〇〇二年の第二回シンポ(三月三日)

「よみがえるか、淳足柵」と題し、当年度のボーリング調査地の中心を淳足柵推定地におくため、その地を文献・貞享絵図により王瀬地区を求め、絵図の王瀬を明治四四年地形図に比定する成果を上げ、併せて「古代古図」に基礎を置く淳足柵推定説の批判を進めた。

③二〇〇三年の第三回シンポ(三月二日)

「貞享絵図から蒲原津・淳足柵へ遡る」と題し、一

〇世紀の蒲原津を中世古文書と貞享絵図とから、絵図中に今はない沼垂砂丘の金鉢山・旧蒲原神社付近に求め、これを現在地に比定する成果を挙げた。この近世初頭・中世蒲原津・平安蒲原津の位置復元作業から、七・八世紀古代の淳足柵・沼垂城時代への地形環境の見直しも示すことができた。

④二〇〇四年の第四回シンポ(二月二九日)

「淳足・磐舟柵の調査研究序説」と題して、本文の二、三章を中心にした成果をまとめて述べた。

科学研究費基盤研究A-2「前近代の潟湖河川交通と遺跡立地の地域史的研究」

平成一三年度研究経過報告書(平成一三年三月)

平成一四年度研究経過報告書(平成一四年三月)

平成一五年度研究経過報告書(平成一五年三月)

平成一六年度研究経過報告書(平成一六年三月)

二月)

(4) 小野昭「伝トナカイの角発見地の再調査予報」(平成六

〇八年度文部省科学研究費基盤研究(B)(研究代表者

高濱信行)研究成果報告書「地表変動と遺跡の成立・

破壊の関連の研究」(一九九七年)一九八八年の水原町

大平遺跡の調査に始まるという。

(5) 平成六〇八年度文部省科学研究費基盤研究(B)(研究

代表者高濱信行) 研究成果報告書『地表変動と遺跡の成立・破壊の関連の研究』一九九七年

平成九〇年度文部省科学研究費萌芽的研究(研究代表者高濱信行) 研究成果報告書『奈良盆地東縁部における古墳時代前後の地質・地形環境と土地利用の変遷』一九九九年

(6) 坂本太郎『日本書紀』と蝦夷(古代史談話会編『蝦夷』吉川弘文館一九五六年、『日本古代史の基礎的研究』上 文献編所収、東京大学出版会一九六九、『坂本太郎著作集』所収)

(7) 今泉隆雄「多賀城の創建―郡山遺跡から多賀城へ―」『条里制・古代都市研究』一七号、二〇〇一年) この論考は、多賀城の創建を巨視的な視点から今日までの調査成果を盛り込み、古代史研究の全体像に位置づけようとした雄編である。その中で七世紀後半の陸奥と越後を対比しつつその共通性に着眼した部分は、本稿にとって特に有益である。むろん日本海側では、①高句麗など外国勢力との関係、②麁田蝦夷など蝦夷諸族の特質、③城内水上交通の程度、④淳足柵設置の翌年に磐舟柵を設けた特色などをなお考慮しなければならぬ。異なる点を含むが、検討の基本的な視角は同意できる重要な見解である。また郡山遺跡の第Ⅰ期官衙から第

Ⅱ期官衙への変化について越後国の淳足柵も同様の変遷をたどった、としていることであろう。すなわち郡山遺跡の第Ⅱ期官衙が蝦夷支配の城柵であったところから国府へと展開したとして、官衙政庁正殿北の石敷・石組池、石組溝が蝦夷の服属儀礼の施設であったことを論じていることにある。このことは、本調査チームの熊田亮介が平成二二年度シンポジウムで淳足柵にも存在したであろうと指摘していた見逃すことのできない点である。

(8) 一九八六年刊行の『新潟県史』通史編Ⅰ原始古代編も基本的にはこの理解による。

(9) 新潟県三島郡和島村八幡林遺跡第1号木簡の郡司符には、この符を火急使高志君五百嶋に託し、青海郷の少丁高志君大虫に対して、国府の告朔の儀に行くよう命じたことが示されていた。『和名抄』には青海郷が蒲原郡にあり、郡司符は蒲原郡司のものとして理解された。しかし三島郡和島村八幡林遺跡の地は、古代の行政区としては古志郡に該当するところから、木簡の移動が問題となり、少丁高志君大虫が過所のようにその木簡を携えて国府の告朔儀に行き、その帰路に八幡林遺跡の官衙で回収され、廃棄されたと推理した。さてこの木簡において蒲原郡司の名前は不明であったが、郡衙の

火急使として高志君五百嶋が勤務しており、また少丁ながら高志君大虫が青海郷行政に関与していることが明らかなたため八世紀養老年間に高志君氏の一族で蒲原郡青海郷を本拠にしていたもののある事実が明らかになったのである。これまでは宝龜十一年（七八〇）の西大寺資財流記帳の「頸城郡大領高志公船長田図」の記録や貞觀九年五月頸城郡節婦高志公今子の表彰記事（『三代実録』）で知られるのみであったから、これによつて高志君氏が頸城郡のみならず、なお北方の蒲原郡にも広く分布し、郡郷の行政に関与していたことが明らかになった。なぜならば、『国造本紀』における久比岐国造の次、佐渡国造の前に記載されている高志深江国造の実在性が極めて高まったからである。

(10) 平城京二条大路から出土した木簡に「倭名類聚抄」にはない「越後国沼足郡深江（郷也）」と「深江」郷を記した天平八年（七三六）頃の木簡が出土した。こうして偽書の疑いのあつた『先代公事本紀』収録「国造本紀」記載の高志深江国造の実在が確かとなり、淳足柵が高志深江国造の支配地に造営されたことも知られるところとなった。拙稿「資料紹介『沼足郡深江』木簡の出土」（『市史』一六号、一九九五年）

(11) 『磐舟浦田山古墳群発掘調査報告書』（村上市教育委員

会・新潟大学考古学研究室一九九六年）、『村上市史』通史編1 原始・古代・中世編、一九九九年

(12) 石母田正『日本の古代国家』（岩波書店 一九七一年、後『石母田正著作集』第三卷）

(13) 科学研究費基盤研究A—2「前近代の潟湖河川交通と遺跡立地の地域史的研究」平成一二年度研究経過報告書（平成一三年三月）

淳足柵・磐舟柵の設置は、難波長柄豊碓宮の建設と同時に進化した事実は重要である。磐舟柵推定地を例にすると、岩船潟西北に物部の祖先神ニギハヤヒを祀る岩船神社があり、またその東方の村上近郊に日下という集落がある。難波宮も古代難波潟を挟んでその東方の東大阪市に日下がある。付近の生駒山北端には磐舟神社があり、神社付近に瀬波川がある。この日下の地名と磐舟柵推定地および前期難波宮との類似は、両者の同時性と密接なことを示唆している。

(14) 拙稿「八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡」（『木簡研究』第一四号、一九九二年）

(15) 『新潟市合併町村の歴史』資料編三 昭和五十八年三月刊掲載史料

一元祿十二年（一六九九） 蒲原横越両組新田村開発年書上げ（新発田市図書館蔵）④新田村、枝郷、新

川、新池、除村年号間数方角之帳（抄）

前略

一、根元沼垂年号不知

一、二度目沼垂寛永十七辰年家作仕、承応式巳年迄

拾四年住居仕ル

一、三度目沼垂承応三年ノ年家作仕リ、寛文四辰年

迄拾壹年住居仕ル

一、四度目沼垂寛文五巳年家作仕、天和三酉亥年迄

拾九年住居仕ル

一、五度目沼垂貞享元子年家作仕、元禄拾二卯年迄

拾六年住居仕ル

二、寛保元年（一七四一）松ヶ崎堀割以後諸事覚書

（市内上木戸鈴木孝衛氏所蔵）

湊事

一、中略

沼垂之義大同元年より承応二年迄八百三拾七年壬

瀬卜申所住居仕候

(16) 「四度目沼垂町割王瀬山崩西川会河新潟潟川端堀口両湊絵

図」（寛文十二年 一六七二年作図と推定されている）

(17) 科学研究費基盤研究A—2 「前近代の潟湖河川交通と

遺跡立地の地域史的研究」平成一三年度研究経過報告

書（平成一四年三月）

(18) 『新潟市史』資料編二二自然（一九九一年）第一章地形

第三節砂丘が、現在までの形成時期の理解が手際よく

まとめられている。これによると第三砂丘列（新砂丘

Ⅲ）には二列が数えられ、その海側のⅢ—2は、室町

期以降とされ、また推定地王瀬がのっている内側のⅢ

—1は室町以前とされる。またさらに内側の第二砂丘

列（新砂丘Ⅱ）に数えられる四列があるが、これらは

古墳時代以降とされることにより、その推定地王瀬の

のっている新砂丘Ⅲ—1は、古墳時代以降を下った時

期〜室町期の形成という理解となることが示されてい

る。

(19) 卜部厚志・高濱信行「淳足柵を探る浅層地質調査およ

び越後平野の形成過程の復元」平成一二〜一五年度研

究成果報告書（平成二六年二月）

(20) 大家 健『中世越後の旅』（新潟日報事業社 二〇〇三

年）など

(21) 沼垂砂丘金鉢山の現在地を推定した南憲一は、平成一

四年四月一二日の「沼垂の今昔を語る会」で講演し、

「砂丘地の地下水がよいことに着目し、酒造家「越之華」

社付近を提言した。またヌッターリとカンバラとが中世

古文書の記述から川を渡る関係にあったことを指摘し、

これが近世に至るも変わっていないことを主張した。

(22) 科学研究費基盤研究A—2「前近代の潟湖河川交通と遺跡立地の地域史的研究」平成一四年度研究経過報告書(平成一五年三月)

(23) この時期に阿賀野川の流路が上諏訪川を抜けて信濃川に流入し、流入した信濃川の右岸(沼垂側)の流速を高めたために、右岸が流水に削られていったものと郷土史家森田一郎も私見と同様に考えられている。

(24) 『岩波講座日本通史』第4巻古代3 一九九四、後同氏『古代国家と東北』吉川弘文館二〇〇三)

(25) 坂本前掲書、津田左右吉「肅慎考」(『日本古典の研究』下、昭和二五年)

(26) 坂本前掲書

(27) 前掲注(25)

(28) 津田前掲書二八七頁

(29) 関雅之『磐舟柵についての現状—考古学の立場から—新潟県北半(沼垂・岩船郡)の遺跡』(第一八回古代史サマーセミナーレジュメ 一九九〇年)

(30) 金子拓男「大化元年「越国奏上」についての検討」『越と古代の北陸』名著出版一九九六年

(31) 門脇禎二『蘇我蝦夷・入鹿』(人物叢書 吉川弘文館一九七七年)が説くように、蝦夷・入鹿の実名は豊浦大臣(毛人)や蘇我太郎鞍作と理解しているが、単に毛

人の別称というだけではない本文で述べたような政治的な絡みとその蝦夷政策にあったと理解している。

(32) 永原慶二『二〇世紀の日本歴史学』(吉川弘文館二〇〇三年)「Ⅱ現代歴史学の展開」の「7研究体制の拡充と史・資料の調査・整備」(二八六—三〇四頁)で、「文書以外の埋蔵・出土物など広義の歴史考古資料の調査・研究・保存の体制は飛躍的に進展した。」とその動向を的確に捉えて述べられている。絵画や図像と共に多くの「もの」としての歴史情報についても正確な紹介がある。遺跡の洪水埋没などの指摘はあるが、しかし地層や気候、あるいは火山灰や地震情報などへの言及がない。地質学との共同は、本格的には二一世紀のこれからの課題ということになるのか。

(33) 平川南編「日本歴史における災害と開発Ⅰ」『国立歴史民俗博物館研究報告』第九六集(二〇〇二年三月)および「同Ⅱ」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一一八集(二〇〇四年三月)においても資料化の課題を強く意識したものとなっている。



図3 ボーリングおよびジオスライサー掘削実施位置と地形（ト部厚志氏作成）

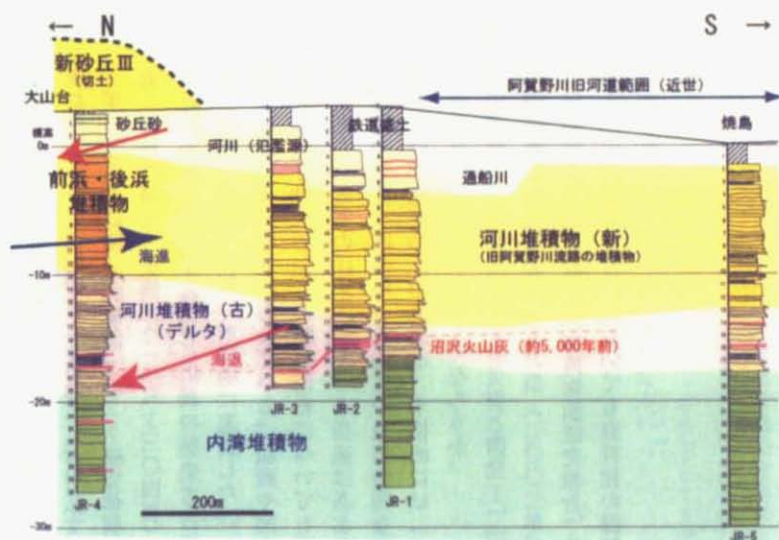
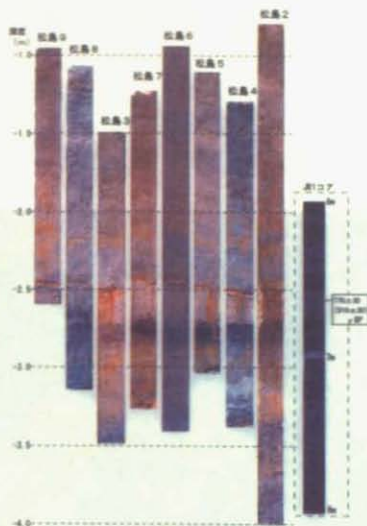
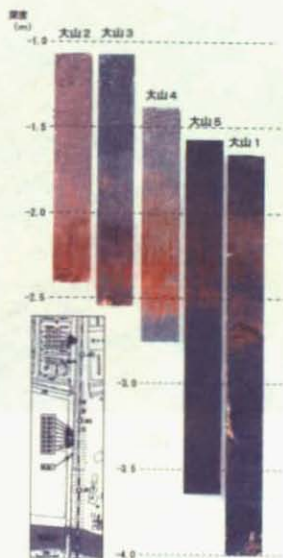


図4 JR臨港線沿いの地質断面図（ト部厚志氏作成）  
各深さは線路上からの測定値



標本写真A 松島地域におけるジオスライザー掘削試料のはぎ取り

各掘削は線路下の道路から深度4mまで行っているが、はぎ取りは必要な部分のみを行っている。掘削地点は標本写真Bに示した。なお、年代は、 $1950-770=1180$ 年となるものである。



標本写真B 大山地域におけるジオスライザー掘削試料のはぎ取り

各掘削は線路下の道路から深度4mまで行っているが、はぎ取りは必要な部分のみを行っている。





图 5